

軽井沢町庁舎等電話設備更新委託及びスマートフォン
端末等賃貸借に係る審査委員会設置要領

(設置)

第1条 軽井沢町庁舎等電話設備更新委託及びスマートフォン端末等賃貸借に係る審査事業を実施するに当たり、その契約の相手方を参加者からプロポーザル方式により決定することに対し、厳正かつ公正に行うため、軽井沢町庁舎等電話設備更新委託及びスマートフォン端末等賃貸借に係る審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 公募型プロポーザルを実施するための募集要領に関すること。
- (2) 公募型プロポーザルによる最優秀提案者及び優秀提案者の選定に関すること。
- (3) その他必要な事項

(組織等)

第3条 委員会の委員は、委員長を含む5人以上で構成する。

2 委員会の委員長は、副町長をもって充てる。

3 委員長は、委員会を代表し、委員会の事務を総理する。

4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

5 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから町長が選任する者をもって充てる。

- (1) 総務課長
- (2) 総合政策課長
- (3) 情報推進課長
- (4) 保健福祉課長
- (5) 住民課長
- (6) 新庁舎周辺整備課長

- (7) こども教育課長
- (8) 情報推進課DX推進係長
- (9) 保健福祉課福祉係長
- (10) 住民課戸籍係長
- (11) 新庁舎周辺整備課新庁舎周辺整備室長
- (12) こども教育課学校教育係長

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員長及び委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(意見の聴取)

第5条 委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者に資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務課行政総務係において処理する。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年3月24日から施行する。

(失効)

- 2 この要綱は、第2条各号に掲げる事務が終了した日限り、その効力を失う。